

道路占用工事（掘削工事）に伴う廃止管の残置について

占有者は、占有物件が不用となった廃止管を残置するときは、下記のことを遵守すること。

- 1 ガス廃止管を残置する場合、廃止管口径 100 ミリ以上の占有物件にはセメントミルクを注入すること。
廃止管へのセメントミルクを注入したことがわかる写真を完了時に道路管理者へ提出すること。
なお、100 ミリ未満の占有物件には、廃止管へ埋め戻し材等が混入しないよう管口処置をすること。
- 2 残置物件については、占有物件と同様に管理すること。
ただし、占有料は徴収しない。
- 3 道路管理者から残置物件撤去の指示があったときは、これに従うこと。
- 4 道路管理者が残置物件により道路に損傷を与えたと認めるときは道路管理者の指示に基づき道路を補修及び復旧すること。
- 5 残置物件に起因して第三者に損害を与えたと道路管理者が認めるときは、これに起因する一切の責任について占有者が負うこと。